

平成30年度税制改正法案成立 個人負担増の一方、事業承継税制など拡充

3月28日、佐川前国税庁長官の証人喚問の翌日、平成30年度予算とともに税制改正法案が成立しました。

個人関係では、給与所得控除、公的年金控除、基礎控除などは平成32年分から適用されます。全体として課税所得を引き上げ、基礎控除は上がりませんが、所得が増えるということは社会保障に関する負担の増額に繋がるため、消費税の10%増税とあわせて、家計への圧迫は免れません。

また、2500万円以上の所得の人には基礎控除も配偶者控除も認められなくなります。貧富の差なく、すべての人に平等の最低生活費非課税とされてきた戦後税制の根幹を揺るがす改正でもあります。

法人の事業承継税制が拡充されました

従来、使い勝手が悪く、利用が低調であった中小企業の事業承継制度が、10年間を限度にして適用できるようになりました。

非上場会社の株式を後継者が相続すると多額の相続税負担が見込まれる場合、事前の届出で納税を猶予される制度です。

相続税の負担が懸念される顧問先様は、担当者にご相談ください。判断する場合、株式評価からはじめる必要があります。(以下次頁)

協会けんぽの保険料率が3月分(4月納付分)から改定されています。ご注意ください

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信  
税理士 疋田 英司  
税理士 中 富 強  
税理士 風 間 慎一



## 4月の税務・労務

2月決算法人の確定申告	
8月決算法人の中間申告	4月中の
5, 8, 11月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額	4月10日(火)
3月分納期限	
社会保険料・子ども子育て 拠出金(3月分)納付期限	5月1日(火)
<b>(振替納税期日)</b>	
申告所得税	4月20日(金)
個人消費税	4月25日(水)

## 4月の行事・業務案内

- 5(木) 清明
- 7(土) 世界保健デー
- 8(日) 花まつり
- 10(火) 法テラスの日
- 17(火) ハローワークの日
- 18(水) 発明の日
- 20(金) 穀雨
- 29(日) 昭和の日
- 30(月) 振替休日



### 今号の紙面

- 税制改正法が成立しました  
平成30年度税制改正
- 消費税が変わります
- 消費税引き上げの経過措置
- 安全配慮義務があります
- Q&A 家政婦の医療費控除



### 平成32年分以降適用される個人関係の

- 給与所得控除の引き下げ (増税↑)
- 公的年金控除の引き下げ (増税↑)
- 基礎控除48万円に10万円引き上げ (減税↓)  
所得2400万円から段階的に引き下げ (増税↑)  
2500万円以上で適用なし (増税↑)
- 配偶者控除・扶養控除なども調整有 (減税↓増税↑)

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル3階

072 (805) 5252 FAX072 (805) 5253 [info@kskj.jp](mailto:info@kskj.jp)

チャットワークID: hikita

【株式会社京阪総合会計事務所】

記帳代行・給与事務・経営コンサルタント・相続 他

<http://kskj.jp>

### (提携・取次先)

- (生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他
- (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
- (ビジネスソフト) ミログ情報サービス、弥生会計、Freee、ビズアップ総研
- (不動産) スマイシア不動産販売



### 所得拡大税制

1・5%の賃上げで最大25%控除  
 従業員の賃上げを行った場合の減税措置について、従来の基準を全廃し、新しい基準に改正されます。

新しい基準は前年より1・5%賃上げすることで税額の10%が減税されます。

さらに2・5%賃上げした上に、教育訓練費が10%増加するまたは経営力向上計画の認定を受けていれば、25%の税額控除が利用できます。

ただし、法人税額20%が限度です。適用は平成30年4月1日から開始される事業年度からです。

### 設備投資減税 償却資産税の減免枠を拡大

旧モデルより1%生産性が高いと指定された特定の設備（新品）を取得した場合、その資産の償却資産税が3年間半額にする制度があります。これが従来、2分の1となる特例がありますが、自治体の裁量でゼロ円にすることができるようになります。

### 消費税の制度が変わります

消費税率10%への増税が来年10月に予定されています。これに伴い、旧税率と新税率の適用判断が国税庁から発表されています。3ページの表をご参考にして下さい。

さらに、軽減税率制度や適格請求書制度など、従来と大きく制度変更が行われます。適用予定年度は下表のとおりです。予定どおりに進む場合、記帳や消費税申告をめぐり取り扱いが大きく変わり、受託している会計事務所の作業内容も変わってきます。

今号から消費税をめぐる変化するポイントなどを連載します。

対象となる設備は、160万円以上の機械装置。30万円以上の測定工具・検査工具・器具備品、60万円以上の建物付属設備。ただし、適用できる取得は来年の2019年4月から2021年3月までと決まっています。法律が成立してから各自治体の判断によるので自治体の発表を注目したいところです。それまでは従来どおりですのでご注意ください。

### 登録免許税の免除

相続登記促進のため、被相続人の先代名義のままになっている土地名義を平成33年3月31日までに被相続人名義にする場合の相続登記は免税となります。



平成31年10月	税率10%	酒類・外食を除く飲食料品 週2回以上発行の新聞 (定期購読契約に限る)	税率に応じた請求書や領収書の発行や保管および区分經理の実施
	軽減税率8%		
平成33年10月	適格請求書等を発行できる事業者の登録受付開始		
平成35年10月	適格請求書保存方式の導入(インボイス制度の導入)		
適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)だけです。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要</li> <li>○ 適格請求書発行事業者は、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け。</li> <li>○ 課税仕入れができるのは適格事業者から発行された適格請求書だけ。(原則)</li> </ul>			

## 税率引上げに伴う経過措置

10%への税率引上げ後においても改正前の税率（8%）が適用される主な取引は以下のとおりです。

※ 平成28年11月の税制改正により、指定日及び適用開始日が変更されました。

主な経過措置の内容	
<p>① 旅客運賃等</p> <p>平成31年10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日から平成31年9月30日までの間に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、平成31年10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成31年10月1日から平成31年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等</p> <p>平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成31年10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け</p> <p>平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成31年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、平成31年10月1日以後に行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。）に基づき、平成31年10月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>平成31年4月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を平成31年10月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成31年10月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成31年10月1日前であるもののうち、その譲渡が平成31年10月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成31年4月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成31年10月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成31年10月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、平成31年10月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成31年10月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を平成31年10月1日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が平成31年10月1日以後に行われるもの</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

# 労災事故？ いや、うちに限って・・・



職場の安全管理はしっかりしている。でも事故は突然やってきます。

うっかり事故やもらい事故、思いもよらない受け止め方をした従業員がパワハラと

感じて、ストレスを感じて退職、後になって裁判になるとか。残業しないように注意

針 指 していたのに、知らぬ間に残業していて過

労で事故死亡。これも経営者の監督責任がとられる問題です。

三井住友海上損保から、この問題に特化したパンフレットが作られましたので、ご参考までにご案内します。

ひとたび事故が発生すると、多大な負担が発生し、企業の存続自体が危ぶまれてしまいます。

本パンフレットには保険の紹介はございませんが、対策についてご検討されている場合は担当者にご相談ください。

保険はあくまで最悪の事態に陥った時のためのものです。そうならないため、職場の安全管理の見直し、就業規則の見直し、生産性向上機器の導入、人員の増員や配置換え、研修制度の充実など取り組むことができることはたくさんあります。

まずは経営者が職場を見つめて従業員

たちと話し合うことが大事です。

とりわけ、昔作った就業規則をそのままにしていると、思わぬ負担に見舞われることがあります。あの時変更しておいたらよかったです。ないため、社労士などにご相談ください。当事務所では社労士をご紹介します。

企業に求められる安全配慮義務  
企業の存続・繁栄を目指して

労災事故に対する企業防衛は万全ですか？

目次  
 労災災害の判例と労災災害発生状況 ..... 1  
 企業に求められる安全配慮義務 ..... 6  
 ● 労災災害(傷病等) ..... 1~2  
 労災災害が企業に与える影響と対策  
 ● 労災災害(過労死・過労自殺) ..... 3~5

MS&AD 三井住友海上

## Q&A コーナー

### 在宅医療の場合の家政婦代は医療費控除の対象になるか？



在宅療養の場合に、看護師や保健師以外の者に依頼して療養上の世話を受けるために支出した費用は、医療費控除の対象になりますか。

### 治療が目的なので医療費控除の対象になります

保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価は、医療費控除の対象とされています。また、これらの者以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼した者から受ける療養上の世話の対価も、医療費控除の対象となります。この場合、療養の場所については、病院であるか、自宅であるかを問いません。したがって、例えば、在宅療養の寝たきり老人の療養上の世話を家政婦に依頼した場合の対価は、医療費控除の対象となります。

確定申告の際、療養上の世話の費用については、その領収書があれば医療費控除を受けることができます。しかし、領収書のみによっては医療費控除の対象となるものであるかどうか(例えば、療養上の世話の費用であるか、あるいは家事手伝いの費用であるか)が、必ずしもはっきりしない面があることから、医療費控除の手続きがスムーズに行われるよう、厚生労働省から市町村等に対して一定の証明書を発行するよう要請しています。

この証明書は、ホームヘルパー(家庭奉仕員)を派遣する市町村等の在宅介護サービスの供給主体等が、患者名、傷病名、介護内容、介護費用等を記載して交付することとされています。